

復興整備計画

（第10回変更）

双葉町・福島県

令和6年6月12日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第４６条第２項第１号関係）
双葉町の全域（別添の復興整備事業総括図参照）
2 復興整備計画の目標（法第４６条第２項第２号関係）
① 町民のきずなを繋げるまちをつくる。 ② ふるさと双葉町の記憶を次世代に引き継ぐまちをつくる。 ③ 住民参画の下、新たに魅力的なまちをつくりあげる。 ④ 新たな産業を創出し、継続的な雇用を生み出すまちをつくる。 ⑤ 次世代の双葉町を担い世界に貢献する人材を育てるまちをつくる。 ⑥ 災害を克服し安全・安心に暮らせるまちをつくる。
3 土地利用方針（法第４６条第２項第３号関係）
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 双葉町は町域の８５％が帰還困難区域に指定されているが、魅力ある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた双葉町の再興を目指し、まずは、避難指示解除準備区域である両竹・浜野地区に、「新たな産業・雇用の場」となる中野地区復興産業拠点と「発信の場」となるアーカイブ拠点施設・復興祈念公園（県事業）等を整備し、双葉町への人の流れを創出する。そして、福島復興再生特別措置法に基づく「特定復興再生拠点区域」をＪＲ双葉駅中心とする町内の低線量区域に定め、「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進することにより、魅力ある町の再興を図る。 (2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） 【避難指示解除準備区域の土地利用】 ① 新産業創出ゾーン 双葉町の「働く拠点」としての新産業創出ゾーンに、事業再開や企業誘致の受け皿として、産業用地や共同事業所等を整備する。あわせて、就業者のサポート等のため、産業交流センターを整備し、県が整備するアーカイブ拠点施設や復興祈念公園とも連携した、福島県の「発信拠点」としての発展を図る。 ② 再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン 効率的な営農が将来にわたって困難な農地を再生可能エネルギーによる拠点として活用するとともに、まとまりのある農地を活かし、燃料作物等の作付け等による農業再生及び原風景の回復を図るとともに、施設園芸（太陽光利用型植物工場等）や営農型太陽光発電など新しい農業・新たな産業創出を目指す。 ③ 被災伝承・復興祈念ゾーン 「アーカイブ拠点施設」と「復興祈念公園」の連携により、震災・事故の記録・教訓を確実に後世に引き継ぐとともに、このような悲劇が二度と起こらぬよう、広く国内外に効果的な情報発信を行う。また、これらの施設に多くの人を呼び込むことによって町への人の流れを創出することにより、域内での人の循環を生み出し、双葉町の復興の先駆けとしての賑わい創出を図る。 【帰還困難区域の土地利用】 ④ 新市街地ゾーン 早期帰還を目指し、町主導により住宅団地と生活関連サービスの提供に向けた環境整備の先行的な推進を図る。 ⑤ まちなか再生ゾーン 住宅整備に合わせ、住民の交流拠点を整備するとともに、景観保全と賑わい再生、既存ストック・空闲地の有効活用、幹線道路沿いの用地の有効活用等により、古き良き双葉町の既成市街地の再生を図る。

- ⑥ 耕作再開モデルゾーン
復興ＩＣ（仮称）から復興祈念公園へのアクセス道路となる復興シンボル軸の沿線から復興拠点の広がりとして、再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンにおける取組みの段階的な拡張を図る。
- ⑦ 再生可能エネルギーを活用した事業の活用
農地については当面営農再開が望めない区域であるが、再生可能エネルギーを活用した事業を活用することで、農地の荒廃抑制を図り、将来的に営農再開できる環境になるまでの間、農地保全、用排水路の維持管理ができることや、その事業による売電収益から町の復興支援事業の財源として活用もできることから、将来、農地として確保すべきところと調整しながらその活用を図る。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業		
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	A地区	事業名称：中野地区復興産業拠点整備事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成28年度～令和8年度 種類：復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）
	B地区	事業名称：福島県復興祈念公園事業 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成29年度～令和7年度 種類：都市公園事業
	C地区	事業名称：復興拠点アクセス道路整備事業 事業主体：福島県

		実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成29年度～令和7年度 種類：都市計画道路事業
	E地区	双葉駅西側地区生活拠点等整備事業（第一工区～第二工区） 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成29年度～令和8年度 種類：復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）
	G地区	事業名称：双葉都市計画下水道事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：令和元年度～令和4年度 種類：都市計画下水道事業
(7) 小規模団地住宅施設整備事業		
(8) 津波防護施設の整備に関する事業		
(9) 漁港漁場整備事業		
(10) 保安施設事業		
(11) 液状化対策事業		
(12) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(13) 地籍調査事業		
(14) その他施設の整備に関する事業	D地区 (両竹地区)	事業名称：両竹地区太陽光発電事業（発電事業） 事業主体：合同会社浜通りエナジー（第一工区～第二工区） 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。

		実施予定期間：平成２９年度～令和元年度 事業名称：両竹地区太陽光発電事業（送電事業） 事業主体：福島送電合同会社（第三工区） 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成３０年度～令和元年度
	F地区 (鴻草、渋川地区)	事業名称：鴻草、渋川地区太陽光発電事業（第一工区～第二工区） 事業主体：合同会社鴻草渋川エナジー 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：平成３０年度～令和元年度
	H－１地区 (郡山地区)	事業名称：公共災害復旧事業（再復）郡山中野地区海岸 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和３年度～令和４年度
	H－２地区 (細谷地区)	事業名称：公共災害復旧事業（再復）細谷地区海岸 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和４年度～令和７年度
	I地区	事業名称：双葉町消防団第２分団屯所新築工事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 実施予定期間：令和３年度～令和４年度
	J地区	事業名称：既存ストック活用改修事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 事業施行地の所在：長塚字鬼木 地内 事業施行地の面積：806.48㎡ 整備予定の施設の種類：事務所 実施予定期間：令和６年度～令和８年度
	K地区	事業名称：駅東地区公共路外駐車場整備事業 事業主体：双葉町 実施区域：別紙の復興整備事業総括図のとおり。 事業施行地の所在：長塚字町 地内 事業施行地の面積：758.87㎡ 実施予定期間：令和６年度
5 復興整備計画の期間（法第４６条第２項第５号関係）		

平成28年度～令和8年度
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4－① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	都市施設の整備に関する事業	A地区	都市計画（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）【双葉町決定】	変更	49.6ha		土地利用計画の変更
			都市計画（下水道）【双葉町決定】	変更			下水道処理施設の決定
			都市計画（用途地域）【双葉町決定】	変更		約34.3ha	特定業務施設（0.2ha減）
			都市計画（用途地域）【双葉町決定】	変更	約11.6ha		特定公共施設（0.2ha増）
2	都市施設の整備に関する事業	B地区	都市計画（都市公園）【福島県決定】	変更	22.8ha	21.8 ha	区域調整等に伴う面積縮小（1.0ha減）
3	都市施設の整備に関する事業	C地区	都市計画（道路）【福島県決定】	変更	約2,900m		幅員W=14m 延長L=約2,900m 車線数 2車線
4	都市施設の整備に関する事業	E地区	都市計画（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）【双葉町決定】	変更	23.9ha		土地利用計画の変更
			都市計画（道路）【双葉町決定】	変更	約280m		幅員W=12m 延長L=約280m 車線数 2車線
			都市計画（道路）【双葉町決定】	変更	約1,090m		幅員W=12m 延長L=約1,090m 車線数 2車線
			都市計画（用途地域）【双葉町決定】	変更	9.7ha		第一種住居地域（2.7ha増） 第二種住居地域（7.0ha増）
5	都市施設の整備に関する事業	G地区	都市計画（下水道）【双葉町決定】	変更	2.5ha	32.4ha	変更前：約355ha
							変更後：約325ha

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第４９条及び第５０条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （４ha超）	都市計画法			農地法 （４ha以下）	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第４条第１項・第５条第１項の農地転用許可	第29条第１項・第２項の開発許可	第43条第１項の建築許可	第59条第１項から第４項までの都市計画事業の認可等	第４条第１項・第５条第１項の農地転用許可	第15条の２の開発許可	第10条の２第１項の開発許可	第34条第１項・第２項の許可	第20条第３項の許可・第33条第１項の届出	法第39条第１項の許可	第37条第１項の許可等
1	都市施設の整備に関する事業	A地区	○										
			○										
2	その他施設の整備に関する事業	D地区	○										
			○ （第一・三工区）										
3	都市施設の整備に関する事業	E地区	○										
			○										
4	その他施設の整備に関する事業	F地区	○										
			○										

（注） A地区及びE地区の第一工区については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったことを確認

- （注） 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
3 「農地法（4ha超）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第9）を添付する。なお、法第46条第1項第1号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第9を農林水産大臣に提出する。